

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年12月7日(月)午前10時02分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山田 龍治 君	議員	川窪 幸治 君
議員	宮田 竜二 君	議員	鈴木 てるみ 君
議員	植山 利博 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	総務部参事兼総務課長	小倉 正実 君
総務課主幹	中村 和仁 君	税務課長	浮邊 文弘 君
税務課市民税グループ長	秋丸 健一郎 君	税務課市民税Gサブリーダー	袴 貴子 君
税務課市民税G主査	土井 敬子 君	財産管理課長	田上 哲夫 君
財産管理課課長補佐	濱崎 利広 君	財産管理課主幹	三善 智弘 君
健康増進課長	小松 弘明 君	社会教育課長	新門 勝利 君
国分図書館長	北井上 真悟 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	山口 留美子 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流GSL	原田 聡 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	環境衛生課主幹	末松 正純 君
環境衛生課衛生施設G主査	四本 久 君	スポーツ・文化振興課長	上小園 拓也 君
スポーツ・文化振興課スポーツ振興G長	中島 大輔 君	スポーツ・文化振興課スポーツ振興G主任主事	肥後 健裕 君
商工観光部長	谷口 隆幸 君	商工振興課主幹	梶 敏行 君
商工観光施設課長	秋窪 達郎 君	商工観光施設化施設管理G長	松崎 義美 君
商工観光施設管理施設管理Gサブリーダー	笠井 剛 君	商工観光施設課施設管理G主査	濱田 賢 君
牧園総合支所長兼地域振興課長	蔵元 裕治 君	牧園総合支所地域振興課主幹	山口 清行 君
霧島総合支所長兼地域振興課長	新窪 政博 君	霧島総合支所地域振興課主幹	鎌田 順一 君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

陳 情 者 岩元 昭雄 君 説 明 者 平田 優 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第80号 霧島市総合支所設置条例等の一部改正について(牧園総合支所)

議案第83号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第98号 指定管理者の指定について(霧島市春山緑地公園, 霧島市国分児童体育館, 霧島市台明寺溪谷公園, 霧島市国分キャンプ海水浴場, 霧島市小浜海水浴場, 南公園,

国分海浜公園，北公園)

議案第113号 財産の処分について（霧島東中学校跡地）

陳情第6号 日本国政府に向けて，核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書提出を求める陳情書

所管事務調査 伊佐北始良環境管理組合からの脱退に関する進捗状況について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時02分」

○委員長（徳田修和君）

ただいまから，総務環境常任委員会を開会します。本日は，去る12月1日の本会議で，当委員会に付託されました議案4件，陳情1件の審査及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は，お手元に配付しました，次第書に基づき進めていきたいと思いますが，よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは，そのようにさせていただきます。しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時03分」

「再 開 午前10時04分」

△ 陳情第6号 日本国政府に向けて，核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書提出を求める陳情書

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。まず，日本国政府に向けて，核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書提出を求める陳情書について審査します。本日は，陳情者として「きりしま九条の会 岩元昭雄様，平田優様」が出席されております。陳情者の方に，議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から，陳情内容・趣旨・経緯などについて，簡潔に御説明いただきます。その後，委員からの質疑に，一問一答でお答えいただきます。御発言の際は，挙手をして，委員長の許可を得てから，起立して御発言ください。マイクは，青いボタンを押すと，スイッチが入ります。また，陳情者は，委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので，あらかじめ，御了承ください。それでは，陳情者の方から，陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（岩元昭雄君）

陳情書にもありますが，日本は核兵器の被害を受けた世界でただ一つの国です。御存じのとおり1945年，広島と長崎で核兵器を受けました。ただそれだけではなくて，その後ビキニでも水爆実験があって，それでもカツオ漁船が大分被害を受けました。久保山愛吉さんという漁師の方が亡くなったのは国民の多くが知っているとおります。そういう意味で日本は世界の動きの先頭に立って核兵器をなくする運動を進めなければならない国だと，世界中の多くの人がそう考えているんですが，今世界で広められている核兵器廃絶の運動，特に核兵器禁止条約に対して，日本政府はそれを支持していないわけです。世界の多くの国が，まず先頭に立って日本がそれを推し進めるべきだという意見を持っている。しかしそういう中で現在の日本の政府はそういう姿勢になっておりません。これは多くの日本の国民がこれではいかんのではないかとというふうに考えている現実だと思います。それで私たちは全国の地方自治体から政府に対して核兵器禁止条約を日本も早く基準して，その運動の流れの中にできたら先頭に立って頑張ってもらいたいと，そういう気持ちを，これは国民の七十数%を超える人たちがそう思っているという調査結果も出ておりますので，そういう立場でこの陳情をいたしました。

○陳情者（平田優君）

本日お配りしました補足資料の説明をさせていただきます。お手元に日本地図が付いているのが表紙で、下のほうにページを打っています。これは日本原水爆禁止国民協議会が集約しまして、10月23日現在でどのような自治体がこの意見書を採択いただいたのかということの集約になっておりますので、御覧になっていただければと思います。5ページに鹿児島県の出水市、指宿市というようなのが、鹿児島県内の様子もありますので御参考いただければと思います。それで最後の2ページは同様に長崎市及び広島市の意見書の内容を添付しております。何よりも岩元先生がおっしゃいましたが、被爆者、被爆地に寄り添うということが大事かというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（徳田修和君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○副委員長（松枝正浩君）

今、陳情書を頂いているのですが、陳情書の裏に意見書の案がございます。この意見書はこのまま採択をしたほうがよろしいのか。それとも文言を変えて採択をしてもよろしいのか。どのようなお考えなのかお示しいただけますでしょうか。

○陳情者（平田優君）

一応案としてこちらのほうにお示しするようということでしたので、準備をいたしました。あくまで案でございます。要は署名と批准というのが趣旨でございますので、そちらのほうの御意見を賜ればと思います。よろしくお願いたします

○委員（前川原正人君）

1点だけお聴きをしておきたいと思います。今先ほど平田様のほうから説明がございました全体で10月23日の時点で495自治体ということになっているわけですが、例えば約1か月半のブランクがあるわけですが、まだまだこの数というのは増えていくであろうという認識でよろしいのか伺います。

○陳情者（平田優君）

具体的に現時点での幾つ、どこの自治体かというのは把握しておりません。いずれにしても1月に発効というのがはっきりしております。ですから国際的な環境だとか感心だとかというのは、大いに高まっていることだというふうに思いますので、我々は自らの意思で霧島市のほうにお願いしましたが、各地でそういうことが起こってもしかるべきかと思っておりますので、増えていくと思いません。また集約した日本原水協のほうも、直接的に署名を集めるというようなことで国民運動を広げたいということが趣旨ですので、我々自身は盛り上がっていけばいいというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、今おっしゃるように、来年1月から50か国が批准する国際条約が発効になっていくというふうになるわけですが、今度は例えば今後の動きとして声を上げていくのはもちろん被爆国である日本であって、広島と長崎に唯一落とされたということであるのですが、今後來年1月に締約国、55か国、最後はホンジュラスでしたが、また大きなうねりというのも期待ができるという理解でよろしいでしょうか。

○陳情者（岩元昭雄君）

1月22日で世界に通用する条約になります。そうすると今でもこの条約を支持しようと、核兵器のない世界を創っていくという動きがありますが、それに弾みがつくのは間違いないと思います。特に第3勢力といいますか、アフリカや南アメリカといった国々の中でこの動きが非常に強くなってきつつありますから、新しい年では大分増えていくという見通しが立つと思っております。

○委員（徳田修和君）

ほかにありませんか。

○陳情者（平田優君）

最後に、私は生協の職員をしておりまして、生協のほうでもずっとこのパネル展を通じたりして、

署名もしており、そういう思いも強いものですから、皆さんよく御存じのように、このような惨禍の中に置かれたという原爆パネルです。毎年のように市役所のロビーのほうでもパネル展をやらせていただいたりしています。こういう写真を見ると我々日本人は、すぐこれは被爆者だと。長崎や広島で行われたことだと分かります。ただ、これが世界の認識になるのが最近です。いろんな形で被爆者の方々が我が身をさらして、体験談を語って、いかにこの核兵器が非人道的なものかというのを訴えて、そしてヒバクシャという言葉が国際的な用語になって、そういうものを踏まえて国際社会の中での禁止条約が施行され、今、批准の段階に入っていて、すでに50か国を超えて発効しています。ですから、これから実験をするにも何をするにも国際法違反というような状況にもつくりかけています。ただ非常に残念ながら日本国がその先頭に立っていないという非常に悔しい思いがあります。今、そういう立場で核兵器の廃絶というのは日本国民の悲願だと思うんです。そのことをどうやって実現していくのかということの中で、国がリーダーシップをとってほしいと。これは広島も長崎も訴えています。ですからぜひ市のほうも、市民の我々の声を聴いていただきながら、国への意見書の採択をぜひお願いしたいと思えます。

○委員（徳田修和君）

以上で陳情第6号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時16分」

「再開 午前10時19分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第80号 霧島市総合支所設置条例等の一部改正について

次に、議案第80号、霧島市総合支所設置条例等の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第80号「霧島市総合支所設置条例等の一部改正について」説明いたします。議案書は1ページから2ページ、新旧対照表も1ページから2ページを御覧ください。牧園総合支所の新庁舎については、令和3年2月26日の完成予定で、現在、建設が進められており、本議案の提案理由のとおり、牧園総合支所の支所機能を新庁舎へ移転することに伴い、関係する4つの条例の所要の改正をしようとするものです。まず、第1条については、霧島市総合支所設置条例の一部改正をしようとするものであり、別表にあります牧園総合支所の位置について、改正を行うものです。次に、第2条については、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正であり、移転後の牧園総合支所内に設置予定の霧島市立牧園図書室について、現在、設置されている高千穂地区公民館からの図書室移転に伴い、当公民館の休館日の改正を別表のとおりしようとするものです。次に、第3条については、霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正であり、現在、霧島市立牧園図書室が設置されている高千穂地区公民館から、移転予定の牧園総合支所へ図書室の機能を移転することに伴い、牧園図書室の位置の改正を行うものです。最後に、第4条については、霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であり、牧園保健センターの機能を移転予定の牧園総合支所へ移管することに伴い、当保健センターの廃止を行うものです。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○副委員長（松枝正浩君）

第80号、第2条の高千穂公民館の件についてお伺いいたします。条例改正後は日曜日と祝日が休みになるというふうな形になっていますが、実績でこの日曜日、祝日の利用状況が現在どのように

なっているのかまずお示してください。

○牧園総合支所地域振興課主幹（山口清行君）

今、質問がありました日曜日と祝日の件数は押さえておりませんが、高千穂公民館に牧園図書室がございまして、そちらの利用は一般の方があったということで、それ以外の公民館としましては、日曜日は比較的一般の方の利用というのは少ないです。祝日も同じく一般の方の利用は少なく、決まった講座等もあるんですが、そこについても日曜日もあることにはあったのですが、いろいろ御相談しまして、別の曜日に変えてもらったりとかして調整しております。

○副委員長（松枝正浩君）

今回の条例改正の提案に伴って、地域の声をお聴きになられているのかどうかお示してください。

○牧園総合支所地域振興課主幹（山口清行君）

地域の声というか、高千穂地区の自治会長と公民館長には説明をしてありまして、そちらのほうでも特段これに対する変更、見直すとか、そういった意見は受けておりませんので、特に支障はないのではなかろうかと思っていますところでは。

○委員（前川原正人君）

今回、牧園総合支所を新たに建設されて、当然建設されれば、ルール、規則、一つの守りごとを作っていかなければならないという理解をしているつもりです。先月の決算委員会でも議論があったわけですが、本体工事が7億2,400万円。そして全体の総工費で9億1,000万円程度が掛かったということなんですけれど、これは最終的には9億1,000万円ということで認識してよろしいですか。

○総務課主幹（中村和仁君）

今言われたとおり問題はないと思います[7ページに訂正発言あり]。

○委員（前川原正人君）

そうすると、これまでの議論の中でもあったわけですが、山の上にあるホテルみたいな支所の今後の利活用が問われてくると思うんですね。その分については、どのような議論をされて、今後の方向性としてしっかりと見据えていらっしゃると思いますけれど、その内容が分かっているならば、御紹介いただきたいと思います。

○財産管理課長（田上哲夫君）

決算委員会でもお答えしましたが、雇用を生み出せるような活用の仕方を考えておりまして、今その協議中でございます。

○委員（前川原正人君）

まだ確定はしていないと。今後の課題だと。余り言えないというか、先に出てしまうといろんな金額に対する影響であったりとか、様々なことが。そこまでは言及しませんが、まだ今のところは協議中、今後の課題だという理解でよろしいですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、例えばこれを譲渡しましょうと。要するにこの条例を作ると、今まであった既存の総合支所は行政財産から普通財産に変更になるというふうに認識しているんですけど、その場合、鑑定評価ですね。すぐには売れないと思いますが、今後の利活用がある程度決まった段階で、今後の課題として出てくる問題であるというふうな想定で考えていくと、その鑑定評価額なんかも当然計算されて大体、幾らぐらいというのが出ているのですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

鑑定評価を行っております。その先のことについては協議中ということで、御理解ください。

○委員（木野田誠君）

利活用について考えていらっしゃるかという前川原委員からの質問でしたが、逆に質問を変えまして、この旧庁舎を利用したいと、あるいは購入したいというような希望は現在までにありますか。

あれば何件ぐらいですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

利活用したいという希望がありまして、今協議中ということです。件数は1件です。

○委員（前島広紀君）

今までは、牧園総合支所の利活用についてよく話題になっているわけなんですけど、ここで牧園保健センターの機能を移転予定の牧園総合支へ移管することに伴い、と書いてあるんですが、牧園保健センターの跡地の利用はどのように考えておられるかお伺いしたい。

○財産管理課長（田上哲夫君）

牧園総合支所の現在の庁舎とあわせまして、保健センターのほうも一体として利活用を考えている。協議中ということでございます。

○委員（山口仁美君）

牧園保健センターの機能の移転予定ということなんですけど、内容が変わるような予定はありますか。

○保健福祉部健康増進課長兼こども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

内容は特に変わらないと考えております。今でも牧園の支所のほうで健康相談等を受けていますし、セット検診等は活性化センターのほうで行っていますので、特に変わるようなことはないと考えています。

○委員（有村隆志君）

今回、高千穂にある図書館を一緒に下で活用していこうということでございますが、この休館日の点なんですけど、今回、日曜日、月曜日、祝日も休館日にするよということは、どういう意見があったのかお示してください。

○牧園総合支所長兼地域振興課長（蔵元裕治君）

現在あります、高千穂図書館の利用者に対してアンケートをとっておりますが、件数は持ってきませんが、その中では当然、不自由を感じる方も1名いらっしゃいましたが、さほどそのような意見はなかったと思っております。

○委員（有村隆志君）

今まで利用者が余り無かったのかもしれないんですが、月曜日だけが休みで子供さんたちが夏休みとか、オールシーズンを通した中では、需要もあるのではないかとというふうに考えられますので、ましてこの近くには、にぎわいが少し出てきているのかなというふうに思うところがございます。そういう地域の環境も含め、最初からこういう形ではなくて、あと半年だけでも様子を見て、それからという考えもあっていいのではないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○牧園総合支所長兼地域振興課長（蔵元裕治君）

小学生の図書館の利用については、学校のほうがありますので、学生はそちらのほうを利用していると思います。今おっしゃった、しばらくはということではありますが、牧園の現在の入館者が令和元年度で760人、貸出者数が752人ということを考えますと、土日の利用を考えたときに、そこまで人が来られるか様子を見たいと判断しておりまして、なおかつ、今、平日の期間については財政的なものもありますけれど、近くの牧園中学生たちが利用できるような形で閉館時間を7時とし、土日の活用については、今後を見据えてまた検討したいと思っております。

○委員（前川原正人君）

あと二つ聴きます。先ほど課長のほうから鑑定評価はやっているということなんですけれども、大体幾らぐらいの鑑定評価額というふうになっているんですか。それぐらいは言えるでしょう。ぴったり何円までは。大体、概要でこれぐらい。

○総務部長（橋口洋平君）

先ほどから課長が答弁しておりますように、今協議中でございますので、詳しい額は差し控えさせていただきます。

○委員（前川原正人君）

あの時言わなかったと言われるといけないので、答えられる、答えられないは、そちら側の判断ですので、一応お聴きします。1件問い合わせがあるということでしたが、例えば県内なのか県外なのか、どういう職種なのか、一応聴きます。どこまで議論がされているのか。そのことがいつぐらいまでの日程で決定していくのか。言いにくいとは思いますが。協議中といえはそこまでですけれど。答えられる範囲でお願いします。

○総務部長（橋口洋平君）

ほぼ協議中ですということでは答えられませんが、5月に移転する予定でございますので、移転後に空き家状態が長く続かないような状況でやりたいというふうには今、協議しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

この条例は来年の5月1日から施行すると。そして第4条の規定は保健センターの部分ですけれど、ここが1か月早く新年度から供用開始になるんですけれど、こういうふうに至った理由は何なのか。1か月のそういうロスタイムが出てきた様々な事情があると思うんですが。なぜこういうような状況になったのかお聴きします。

○保健福祉部健康増進課長兼子ども発達サポートセンター所長（小松弘明君）

保健センターにつきましては、先ほども答弁しましたが、保健の相談業務等は今、総合支所で行ってまして、がん検診とかセット検診等については、すでに農村活性化センターのほうで実施していることから、3月で保健センターの役割は終わったということで、4月1日からとしています。

○委員長（徳田修和君）

本議案に対しての質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○総務課主幹（中村和仁君）

先ほどの前川原委員の牧園総合支所の総事業費についてですが、総事業費が申し訳ございません、先ほど9億1,000万円と言っていますが、8億4,300万円程度になります。訂正をお願いします。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時38分」

「再開 午前10時39分」

△ 議案第83号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

再開します。次に、議案第80号、霧島市総合支所設置条例等の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案83号「霧島市国民健康保険税条例の一部改正について」説明いたします。議案書は6ページから7ページ、新旧対照表は5ページから7ページを御覧ください。本議案は、平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険税の賦課において、令和2年9月4日、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、規定の見直しが行われたことから、霧島市国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。詳細については、税務課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○税務課長（浮邊文弘君）

議案第83号「霧島市国民健康保険税条例の一部改正について」説明いたします。議案書は6ページから7ページ、新旧対照表は5ページから7ページを御覧ください。平成30年度税制改正におけ

る個人所得課税の見直しにより、令和2年分から給与所得控除・公的年金控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられます。このことにより、低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定において、世帯内の被保険者に公的年金等所得者及び給与所得者が複数いる場合に不利益が生じるため、一定の給与所得及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計から、1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算することで、給与・年金所得控除の10万円引き下げ分の影響が生じないようにしようとするものです。以上で、議案第83号の説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

今、説明を頂きましたが、私は余り理解ができません。もう少し分かりやすく説明をお願いします。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

追加で説明の資料をお配りしたいと思います。委員長、許可をお願いします。

○委員長（徳田修和君）

はい、お願いします。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時42分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

追加説明資料の1ページ目を御覧ください。最初に市民税の課税と国保の課税の違いのところを説明したいと思います。この所得課税をする場合には、まず所得の計算をいたします。所得の中には事業所得、不動産所得等、それから給与所得、公的年金等所得というものがございます。事業所得等につきましては、収入から経費を引いた額が所得になります。この給与所得、公的年金等所得につきましては、経費を算定することが困難であるため、簡便に計算によって、この所得を求めるような形になっております。給与所得の場合は最低65万円が控除されます。公的年金等所得の65歳以上の方については、最低120万円が控除されます。それから控除、こちらも社会保険料控除などいろいろな種類がございますが、この中で基礎控除という額がありまして、これが市民税の場合、33万円となっております。市民税の場合につきましては、この所得を全て足した所得の合計から控除の合計を引いたもの、これに対して市民税は課税されます。国保税の場合につきましては、所得の合計から基礎控除の33万円を引いた額、これで所得割の計算をいたします。ただ国保の軽減判定につきましては、この所得の合計のところにあります、この基礎控除も引かない前の額で判定いたします。ただ公的年金等所得、65歳以上の方については、さらにここから15万円を引いた形での計算になります。令和3年度からのこの税制の変更に当たって、大きな改正がございまして、給与所得、公的年金等所得、これの最低控除がそれぞれ10万円ずつ引き下げられました。代わりにこの控除の基礎控除が10万円引き上げられております。これによってどのようなことが起こるかとお申し上げますと、市民税につきましては、純粋に事業所得者等につきまして10万円の控除が増えると。国保税についても所得割の中で10万円向上が増えると。ただし国保税の軽減を判定するときに、給与所得者、公的年金等所得者は控除が10万円減るわけですから、10万円所得が増えたという形で計算がスタートになるということです。3ページ目を御覧ください。この制度の改正によって、国保の軽減判定に影響させないための条例改正が、今回提出した議案になります。これまで、このいわゆる2割、5割、7割の軽減が33万円、基礎控除相当額プラス被保険者数掛ける52万円、28万5,000円というような形でした。これを今回の改正で、まず基礎控除相当額が43万円に。33万円から10万円上がります。それに加えて給与所得者等の数から1引いた額に10万円を加算して判定します。この給

与所得者等の数につきましては、給与所得控除額の控除を受けた者、収入金額が55万円超。公的年金等控除額の控除を受けた者、65歳未満は収入金額が60万円超。65歳以上125万円超。この方々がこの世帯の中にいらっしゃる数を数えて、1を引いた額で10万円を足していくということです。これを行うことでどうなるかというところですが、まずその下の単独世帯の場合、単独世帯の場合につきましては、例えば168万円の年金収入の方、ここから公的年金控除と年金特例控除の15万円が引かれて軽減判定所得が33万円になりますので、これまで7割軽減を受けることができました。今回の改正に当たっても、公的年金等控除は10万円減るのですが、43万円で軽減判定いたしますので、単独世帯の方については特に影響は見られません。次のページをお開きください。問題はこの世帯内に国保の被保険者が複数名いらっしゃる場合です。夫の公的年金等収入が168万円。妻が135万円で仮定しております。これまでであれば、この世帯は軽減判定が33万円になりまして、7割軽減が受けられていました。ところが令和3年度になると、夫も妻も50万円ずつ所得が増えたような形になります。そうすると33万円が43万円に上がっただけでは、これは7割軽減が受けられない世帯になってしまいますので、10万円を被保険者数から1引いた数で足すと。この計算を行うことで、この世帯は引き続き令和3年度も軽減が受けられるという形になります。ちなみに6ページのところですが、この適用につきましては、公的年金等収入が125万円超の方が対象になりますので、下の③のところ、妻の年金収入等が105万円であったとしますと、このケースは妻をカウントしませんので、今までも軽減対象となりませんでしたし、これからもならないと、このような形になります。

○委員長（徳田修和君）

質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第83号の中で、今回、基礎控除が33万円から43万円に変更になると。そして、これは地方税法の改正によってなるわけですが、要はこれまでの所得階層区分で見た場合に、どのような状況になっていくんでしょうか。例えば、以前資料を頂いたゼロから始まって、カウントの仕方でも違うんですけど、今年8月28日現在の所得階層区分で見ると、1万6,395世帯が国保に加入されているということになるわけですが、この所得階層区分で見たときに、どのような分布状況になるのかというのは、分析してはいらっしゃらないですか。あくまでも見込みでしか言えないので、今年の所得の関係で来年度を論じるのはなかなか難しさもあるんですが、大体見込みとして、本年度のデータで見た場合にどういう動きになるのかというのはお示しいただければと思います。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

申しわけございません、令和3年度の国保税の課税につきましては、令和2年の所得を基に計算されるため、現時点では、そのような試算はいたしておりません。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、これは今から2年前に地方税法が変更されてきて、要するに御存じだと思うんですけど、給与所得控除の上限が、これまで1,000万円から850万円になると。そして給与所得控除の上限でも220万円から195万円に。これは2018年、2年前の6月議会の中で条例改正しているのですね。法律も変わっているわけです。これとの絡みでいくと、2年前に税法が変わって、そしてその時の答弁が、中間所得層では増税となります。市内で2,500人の影響者が出ます。全体で見ると国保だけの問題ではないんですけど、2,700万円の負担増が生じてきますという、これは2018年6月議会での税務課長答弁なんですけれども、これとの関連で見たときに、国保に入っているという条件が当然出てくるわけですけど、その辺での今回の控除額との絡みという点では議論はなかったのか、お示しいただければと思います。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

原則論で申しますが、給与所得者であれば一般的には国保ではなく、それぞれの社会保険に入っていると思います。ですので、今回の改正につきましては地方税法並びに省令の改正に基づくものでございますので、そのような議論をいたしておりません。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほど法定軽減世帯が大体、今おっしゃるように、令和2年度時点での、来年令和3年度からの施行になりますので、なかなかそこ辺を見据えることはできないというのは、ごもつともです。ただ問題は、今の時点での法定軽減数がどういうふうに変化していくのかというのは、大体見込みとして把握されてはいらっしゃるんですか。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

令和元年の決算の時点での軽減世帯の状況で申し上げますと、全体の加入世帯のうち39.48%が7割軽減。7割軽減につきましては、この10年余り40%前後を推移しています。今回の改正につきましては、5割、2割も含めて、この方々に影響がないようにという軽減ですので、恐らくこの辺りの数字になるのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

最終的には、来年の本課税が終わった時点でこうだというのが出てくると思うんですが、ただ逆に言うと、軽減措置だけの問題もありますけれど、今度はその歳入不足というのはないと思いますが、そこまで影響が出てくるわけですね。実際、軽減世帯が変動するわけですから。その辺のシミュレーションというのは、今の段階ではしてはいない。来年度にならないと、それについても把握はできないという理解でよろしいですか。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

特に次年度の個人所得課税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響というのが多大に見られると思っておりますので、なかなか困難であると認識しております。

○委員（前川原正人君）

もう一つ、先ほどおっしゃる大体で7割軽減、5割、2割あるわけですが、この辺の数字等についても、大体同じ推移をするであろうということでもよろしいですか。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

制度の改正に伴う数字の動きというものは、ほとんど見られないのではないかと考えております。問題はそれよりも個々人の所得の変動、公的年金等については変化がないのですが、給与所得、あるいは事業所得がどのようになるかというところの影響だと考えております。

○委員（前川原正人君）

そうすると先ほども言いますように、これまでの控除額が33万円から43万円に上がるということですので、そこだけを捉えてバランスをとるために一応足したり引いてみたり、控除を10万円してみたりするわけですが、今までのデータから見た場合には、そんなに変化はないけれど、一つの軽減措置としては、負担も急激には上がらないという理解でよろしいわけですね。

○税務課長（浮邊文弘君）

軽減判定に関しては低所得控除が10万円減って、基礎控除が10万円上がりますので、ここについては今までと変わらないということになります。ただ今回影響を受けるのが給与所得者、年金所得者につきましては、控除額が10万円減りますが、事業所得者につきましては所得は変わらないと。ただし、控除が10万円増えますので、その分につきましては、所得割が若干減ることになります。今回影響があるのはそこ辺りではないかと考えております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。

△ 議案第113号 財産の処分について

次に、議案第113号、財産の処分について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案113号「財産の処分について」説明いたします。議案書は74ページから78ページを御覧ください。当議案は、霧島東中学校跡地の財産を処分するため、「地方自治法第96条第1項第8号」及び「霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については、霧島総合支所長兼地域振興課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

議案第113号の詳細について説明いたします。議案書は74ページから78ページを御覧ください。処分しようとする財産は霧島東中学校の跡地で、雑種地2筆と宅地2筆の4筆、合計面積18,434.76㎡の土地と、浄化槽設備を含むトイレ棟、フェンス、グラウンド排水設備等の工作物一式です。処分の目的は、地域の活性化に資する利活用を構想している者に対し、当該財産を売却しようとするものです。処分の方法は随意契約、処分価格は土地・工作物一式で6,440万円、処分の相手方は霧島市霧島田口2143番地の医療財団法人浩誠会、霧島杉安病院です。処分地は霧島神宮の南西約800mに位置し、北に霧島連山を仰ぎ、南に桜島を遠望できる景勝の地です。処分価格は、土地4,940万円と工作物1,500万円の合計額で、土地は鑑定評価額を用いました。1㎡当たり約2,680円(2,679.72円)となります。工作物は平成26年に県の補助金1,500万円を活用し、3,000万円で整備したものです。売却により私有化するものの、今後も整備目的に合致する活用がなされること等を総合的に勘案して、整備費の2分の1相当額を処分価格としました。売却先の選定に当たっては、プロポーザル方式により、地域活性化に資する土地活用と買受希望価格の提案を募集したところ、当該法人1者から応募があり、提案内容を選考委員会において審査した結果、選考委員全員の評価が選考基準を上回ったため、同法人を優先交渉権者として選考しました。その後、協議が整ったことから売却先として決定し、令和2年10月30日付けで仮契約を結んだところです。以上で、議案第113号の説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

プロポーザルの土地活用企画提案事業計画書を今初めて見せてもらいましたが、いろいろと事業内容も記されております。この計画法の中にある内容については、いつまでにか、そういう期限の表示はあったのですか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

契約の中で、2年以内にという条項を設けております。

○委員（木野田誠君）

2年以内にということでありますが、この処分の契約を結ぶに当たり、市のほうから条件を付与するような件がありますか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

今回のプロポーザルを用いたということにつきまして、地域の活性化に寄与するような活用の提案をしていただきたいという公募をいたしましたので、今お手元にあります資料に基づくような提案が出てきたところです。簡単に資料を御説明申し上げますと、提案の概要は当地と遊歩道、グラウンドゴルフ場、多目的広場、球技場として使用し、医療機関、介護施設のノウハウを活かして野外リハ、森林リハ等に活用するということが主であります。施設は市民にも開放して、地域活動はもとより、学校、保育園、幼稚園などの教育活動への積極的な協力等が提案されておまして、地域活性化交流のため、積極的な利用を進めることとしているほか、ウォーキングイベント等にも積極的に協力する姿勢が示されております。

○委員（木野田誠君）

あその土地は非常に歴史が長く、いろいろあったわけですが、総合支所長はその辺は十分理解されていると思います。売却した後、こういうような利用の内容も書いてあるんですが、この話があった時に、この計画が頓挫しないように、その辺を十分気を付けて契約を結ぶのであれば、結ぶべきだというようなことも執行部に申し上げた経緯があります。この計画が進む中で、将来的にここが荒れてきたというようなことになった場合、その辺のところまで、荒れさせないようにというように、そこら辺の購入者へ対しての申出とか、そういうのがあるのかないのかお願いします。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

これが競争入札による売買であると、売主が条件を付けることは非常に難しいということになりますので、今回はあえて地域活性化という条件を付けて、プロポーザル方式で公募したところです。その公募内容について評価するのは私どもでもございましたので、その目的に沿った利用をしていただくということが大前提です。そこでどう担保するかということにつきましては、まず契約の中身のペナルティが非常に厳しくなっております。なかなかそのペナルティのことで協議が難航したといいますか、そういった部分もありますが、これはいわゆるプロポーザルによるもので致し方ないところだというふうに思いますので、その1点。それから利活用の期間を10年間というふうに区切っています。未来永劫というわけにもいきませんので、10年間というふうにしておりますが、それ以降は、杉安病院さんの好きなように使えるということになるんですが、杉安病院自体が霧島地区の中では非常に優良事業所でもありますし、地域からも信頼を勝ち得ている事業所でもありますので、そういったところも含めて、余り心配はいらなかなというふうには感じているところです。

○委員（木野田誠君）

この土地については、このプロポーザルを実施される前に、この土地を利用したいという案件もあったわけですが、その利用したいという案件が出た時に、この杉安病院のほうからこの土地を売却してほしいというような話が出ているものです。非常にこの土地は歴史を有する経緯がありまして、昭和の終わりのころ、霧島東中が霧島中学校に統合する時に、非常に反対運動がありまして、その反対内容の一つがこの霧島東中は、地域住民が昔、総出で校舎、グラウンド等の敷地を開墾して造ったんだというようなことで、非常に一つの要因として、もめてきた経緯もあるわけでありまして、非常に景観も良い所なんですが、我々からするともったいない土地でありますし、そこにまた逆に言えば着眼していただいた杉安病院に対しても、非常に敬意を表するところもあるわけですが、そこが今後売却した後に無残な姿になってもらうということが一番懸念しているわけです。10年間は行政としても平たく言えば口出しもできるというようなことでありますので、そこは安心しております。一番心配するのは先ほど申しましたような、そういう歴史を有している土地なんですが、住民の方からもいろんな要望もありました。私も議員に当選した最初にこの土地を出して質問したこともありました。一番大事なことは、そういうような歴史がある、地域の住民と非常に深い関係のある土地でありますから、ここについては売却するに当たって、地域住民の方々に十分な説明はしていらっしゃるでしょうか。どうなんですか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

現在の契約を結ぶ以前に、実はホテルを建設したいという構想がございました。その前後に実は、地区自治公民館のほうから使用貸借契約を結んで地域が管理をしていた土地だったわけですが、それを解約したいという相談が度々寄せられておりました。私どもとしては大金を投じて設備等を整えたわけですので、地域のほうで活用していただきたいという願いをしてみました。最初にホテル建設の構想、事業計画が出てきたものですから、それについて地区自治公民館長、自治会長、地域住民への説明会というのを行ってきたところです。ただそれは地域に貸している土地ですので、このような構想が持ち込まれました、皆さん引き続きこの契約を継続されますか、どうされますかという趣旨で開いた説明会で、どのような構想があるというのを、その時に説明いたしております。結果的に地域の方々は愛着があるのは分かるのですが、高齢化等によって管理が行き届かなくなってきた。なので、契約を解除したいという申出がございました。その上で、今度は現在契約を結ば

うとしている杉安病院さんが、ちょうど開院50周年記念に当たると。そしてホテルを建設するというような土地の契約をどうされますかという住民集会を開いた時に、ちょうど来ていらっしやいましたので、50周年記念事業に併せて民間が利用できる土地なんだということを杉安病院も理解されて、そこに着目されたのだろうというふうに思います。その後すぐに杉安病院で使いたいという申出があったところです。学校跡地で、地域の方々の思いも強いというのも確かにそのとおりで、杉安病院さんのほうとは、中学校跡地の碑が残っております。その碑であったり、行政の防災のサイレン、そういうものもありますが、そういったものも引き続きそこに設置して使っていただいているという了解を得ておりますし、それからお配りした資料の中にも出てくると思いますが、この土地が中学校跡地であることを踏まえて、在学時代の思い出の地を残すべく、当時の景観をなるべく損なわないように卒業生の配慮等もなされているというようなことも含めて、売るに当たって、なるべくそこに灯火を残したいというつもりがありましたので、そのような配慮があることを評価して、今回の提案に至ったところです。

○委員（木野田誠君）

総合支所長からいろいろと説明は頂きましたが、今説明を頂いたようなことを、学校があったという雰囲気も残して開発していくんだというふうなこと等も含めて、地元に対する売却に関する説明ですよね。ホテルの構想があったときは、そういう形で説明されたでしょうが、その後、杉安病院に売却することに関する説明はされたかどうかということ、今、質問しているわけです。その辺はどうなんですか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

そもそもホテル建設の構想があった時点で住民説明会をして、その上で契約解消の申出があったということで、売却そのものに対する説明というのは、今のところは具体的にはないですが、跡地をどう利用するかということ、行政側に委ねられたというふうに私どもは理解いたしましたので、いわゆる公共施設管理計画の趣旨、あるいはそれに則って売却という方向性を決めたところでございます。

○委員（木野田誠君）

確かにあそこの地区住民が管理するということは、非常に難しくなってきたということで、市に返却するというのは、その辺はよく分かります。ただ、この件に関しては、市に管理は返すというようなことですが、その後こういうふうになって杉安病院へ譲渡することになったということは、非常にいい説明を先ほど頂いたわけですが、その辺も含めて住民に説明をするべきであるとは私は申しませんが、したほうがよろしいのではないですかということをお願いしておきます。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

実はその土地をどのように今後活用していくのかということ、今、参考資料でお配りしましたような内容のことを、病院側に地域に説明してくださいというようなお願いもしておりますので、その場で、私どもも一緒に出向いて、経緯等を説明したいと考えます。

○委員（木野田誠君）

余計なことになるかもしれませんが、病院側の主催による説明会よりも、それ以前に行政としての方向性を説明されたほうがいいのではないかなというふうに私は考えております。

○委員（前川原正人君）

議案第113号について、先ほど、土地活用企画提案事業計画書を配付いただいていたのですけれど、その最初の部分でグランドゴルフ場はふだん利用されない場合は子供たちへの遊び場としても利用していただくと。そしてサッカー場等の球技場ということで、これも環境整備を整え活用していただくと。これは一つの先ほどおっしゃるように、売却した後も10年間については行政側も少しは融通がきくんですよという点で理解するわけですが、この辺の球技等について有料なのか、それとも無料で貸していただくことができるのか、その辺についての協議というのはどうなんですか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

具体的な利用料等の設定ということになると思うのですが、杉安病院さんと話をする中では、この土地の使用料、貸し借りによって収入が得られるとは思っていないということでしたので、基本的に、特にスポーツ少年団であったりとか、そういったところが使う分については、おそらく使用料を徴収される予定はないのだろうというふうに思います。もし大会利用に掛かる利用料の規定等を作られたとしても、いずれにしても、そもそも中学校跡地でございますので、何かスポーツをやろうとすると思うと今でもできる状態です。地域の方々が花を植えたりしておられまして、そういったものも積極的にやっていただきたいというふうにおっしゃっておられますので、恐らく地域開放型の施設になるというふうに思っているところです。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、実際のところ10年間はこっちも意見が言える。協議ができるような臨機応変な対応できるんですよ。もっとこうしてください、こういう活用をしてください、ここはまずいですよとか。なるかならないか分からないですが、一番の問題というのは、売ってしまうと所有権が移転してしまいますので、私が買ったのに行政がいちいち何を言うかということだってあり得る話なんですよね。だからそういう点でも協議書だったり協定書だったり、売ってしまえば断ち切れてしまうという側面も持っていますけれど、どこまでそれが担保されていくのかという点ですよね。もう所有権が移転してしまうと行政からとやかく言われる筋合いはないと言われればそこまでですが、それは杭を打っておくという点でも一つの方法。売ったからよかったよかったではなくて、今後の課題として、そういう協議、協定書という部分も可能性としてはあるわけですか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

今のところでは契約書案のみでございます。その中に先ほど申し上げましたとおりプロポーザルという過程を経て結ばれる契約ですので、そこには一般競争入札等よりも厳しいペナルティが科されているということ、それから先ほど住民説明会を開いていただくようお願いしていくと申し上げているのは、10年後に説明を聞いた住民の方々がこういう約束をしたじゃないかという地域からの意見がきちんと言えようような環境を作っておきたいというところで、そのように申し上げたところです。

○委員（前島広紀君）

口述書の真ん中辺りですが、土地は鑑定評価額を用いて1㎡2,680円であると。これはそれでいいと思うのですが、工作物が平成26年に県の補助金2,500円を活用し、3,000万円で整備したものであるということなんですが、先ほど防災無線などの設備もあるような話を聞いたのですが、この工作物というのは何でしょうか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

トイレ、フェンス、グラウンドの排水設備でございます。トイレには浄化槽等を含んでおります。

○委員（前島広紀君）

上のほうに書いてありましたのでそうだと思ったのですが、3,000万円するトイレとはすごいと思うのですが、平成26年ですよ。また、防災無線設備もあるのですか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

これまで公用地でしたので、そこに防災のラップ型の防災無線が立っています。ただそういうものを含めて整備をしたということではございません。

○委員（前島広紀君）

売却しますと、民有地になるわけですよ。民有地にこの設備があることは問題にはなりませんか。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

現在の土地にあります、恐らく杉安病院が使わないだろうなというようなものが三つほどありまして、一つがその防災無線、もう一つは中学校跡地の碑がございます。もう一つ何かあったんです

が、そこを含めて杉安病院のほうと移転の必要があるのかどうなのかというふうなこと等も事前に協議をいたしておりまして、それは残しておいてくださいということでございました。したがって契約書を締結した後に、今度は私どものほうから使用貸借の契約のお願いをしようというふうに考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

使用貸借ということですので、あとあと問題が起きないように、その辺りはしっかりしていただきたいと思います。

○副委員長（松枝正浩君）

プロポーザルについてお尋ねいたします。頂いた資料の中に委員5名ということで点数が書いてありますが、財産を処分するのに5名の委員で判断したという形ですが、少ないような気もしないでもないんですが、この5名の選定委員に至った理由を、まずお尋ねいたします。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

一つは公有財産でございますので公有財産を管理している総務部長、それから財産管理課長2名です。それから地域の振興の関係でございますので企画部長、それから地域政策課長。それから直接管理をしています私の5名でございます。

○副委員長（松枝正浩君）

このプロポーザルの選定の中には、副市長は説明では入っていないんですが、重要な決定をする上で必要でないのかなど。その辺の副市長を入れる、入れないのお話はどうだったのか、お示してください。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

当初は予定していましたが、課長が多い選考委員会でしたので、であれば担当部長が適任であろうということになりまして、そのようにしたところです。

○委員（木野田誠君）

このプロポーザルに手を挙げられたのは杉安病院1件だけですね。

○霧島総合支所長兼地域振興課長（新窪政博君）

杉安病院1件だけでございます。あと、お願いでございます。追加資料でお配りしました土地利用の企画提案書というのは、いわば杉安病院の知的財産になりますので、漏えいだったりとか、流出だったりとかいうことはないようお願いいたします。選考委員会の中でも全て回収をいたしているものでございますので、取り扱いについてはよろしくようお願いいたします。

○委員長（徳田修和君）

資料につきましては、後ほど回収いたします。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時32分」

△ 議案第98号 指定管理者の指定について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第98号、指定管理者の指定について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

今定例会に提案いたしました、議案第98号、指定管理者の指定について御説明いたします。本案は、霧島市春山緑地公園、霧島市国分児童体育館、霧島市台明寺溪谷公園、霧島市国分キャンプ海水浴場、霧島市小浜海水浴場、南公園、国分海浜公園、北公園の指定管理者を指定するため、地方

自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。今回の指定管理者の選定に当たり、本年7月1日から7月22日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査しました。その報告内容を総合的に判断し、一般社団法人霧島市施設管理公社に令和3年4月1日から5年間、管理を行わせようとするものです。詳細については、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜わりますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

議案第98号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者としております霧島市春山緑地公園、霧島市国分児童体育館、霧島市国分キャンプ海水浴場、南公園、国分海浜公園、北公園について、令和3年3月31日で指定期間が満了することから、新たに霧島市台明寺溪谷公園及び霧島市小浜海水浴場を対象施設として加え、今回公募を行いましたところ、一般財団法人霧島市施設管理公社の1団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定した一般財団法人霧島市施設管理公社に、令和3年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。まず、募集要項に沿って募集条件等を御説明いたします。資料1の5ページを御覧ください。4の指定管理者が行う業務として、(1)施設の使用料の収受に関する業務(2)施設の使用許可等に関する業務(3)施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務(4)施設利用者アンケートの実施に関する業務(5)前4号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務(6)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に6ページを御覧ください。6の管理に要する経費については、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格、税別で年額4,941万6,000円の範囲内で、指定管理者が提案した各年度の指定管理料に当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の議案第119号一般会計補正予算(第11号)に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に7ページを御覧ください。9の参加資格については、(2)で「令和2年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に9ページを御覧ください。15の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。審査基準と配点については、「事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」について30点、「事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」について20点、「事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」について30点、「その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」について20点で、合計100点となっています。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、令和2年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について御説明いたします。資料2の2ページを御覧ください。まず、委員構成については、霧島市春山緑地公園、霧島市国分児童体育館、霧島市台明寺溪谷公園、霧島市国分キャンプ海水浴場、霧島市小浜海水浴場、南公園、国分海浜公園、北公園は、内部委員が山口副市長、橋口総務部長、有馬企画部長、本村市民環境部長、谷口商工観光部長の5人、外部委員が外山委員、本田委員、塩屋委員、徳重委員の4人、合計9人となっています。次に資料2の3ページを御覧ください。4の審議経過について

御説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、5の審査方法について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項で定めた「選定基準と配点」に基づき、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査と申請者へのヒアリングを行いました。審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。資料3を御覧ください。3得点の決定方法については、標準を配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。次に、審査結果について御説明いたします。資料2の6ページを御覧ください。指定管理候補者である「一般財団法人 霧島市施設管理公社」の得点は682点であり、主な選定意見としては、「施設の管理運営について、利用者のニーズに応じて改善を図っている点を評価する」、「従事者の指導育成や研修体制について、充実した取組を行っており、現場の職員の接遇も優れている点を評価する」こと等が挙げられています。以上で霧島市春山緑地公園、霧島市国分児童体育館、霧島市台明寺溪谷公園、霧島市国分キャンプ海水浴場、霧島市小浜海水浴場、南公園、国分海浜公園、北公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（松枝正浩君）

確認をさせてください。指定管理の公募で幾つかの課にまたがる施設を公募されているのですが、個々の施設において、ここを管理したいというような個別な相談があるのかどうか示してください。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今回の指定管理の選定に係る公募につきましては、説明会を行った時に4者ほど参加していただきましたが、個別に切り離しての受託の話は特にございませんでした。

○副委員長（松枝正浩君）

今までの管理の中でそのような声があったのかどうかをお聴きしたいと思います。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

これまでの中では特にそのような意見は聴いていないところでございます。

○委員（前川原正人君）

議案第98号の件ですけれど、大体8か所の指定管理を議案として提案されて、そのうち台明寺溪谷につきましては、常駐管理者はいないということで、その分が何かあった時にはということなのでしょうけれど、ただこの資料6の14ページ、これを見ますと支出金額、人件費、事務費、管理費、ほとんど変更がないというか、そのままなんですね。年度ごとに。この間には例えば去年の10月1日に消費税の増税とかもあったわけで、その分が反映されていないわけですね。人件費なので、そこはいいんですけど、例えば事務費であったりとか、様々な部分での物価高騰だったりとか、社会情勢の変化による金額の変更も見られないわけですが、この場合、例えば今後の状況に応じた臨機応変な対応ができるというふうに理解してよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

指定管理者とは毎年、年度協定を交わして運営を行っていただくこととなりますが、今、委員か

らございますとおり、年度途中の例えば消費税の値上げ、今年でいきますとコロナの関係、いろんなことが出てこようかと思えます。その際には指定管理者との間にリスク分担表というものを交わしておりますので、そのリスク分担表に基づいて適切に対応していくということでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、もう指定管理になって久しく、10年以上経っていると思うんですけど、その中で最初の契約のときは直営の当時と比較して95から97%でやりましょうというのが一つのルールであったんです。今、課長がおっしゃるように社会状況の変化があつたりとかで、様々その時々判断で臨機応変に協議し、解決していくというのが一つあったわけですけど、人件費という点で見た時に大体200万円ぐらいが一つのラインだというふうに認識しているんですが、今回の指定管理に当たって人件費等についても、その積算についてどのような議論、どのような設定値になっているのかお示しいただけますか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

指定管理者に対する人件費につきましては、昨年度も沢山の施設を指定管理に出しておりますが、基本的には昨年と同じ考え方で人件費分は見てございます。今、委員からございました大体平均200万円ぐらいであろうということだったんですが、そこから上積みした額を基準価格に設定して、公募を行ったところでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは、例えば指定管理業者が指定を受けました。大きな補修工事、一つのラインとしている10万円未満については指定管理のほうでやってくださいよと。しかし、それ以上になった場合には、協議をして、その時々状況に応じた対応をしましょうよということになっているんですけど、その辺の協定書の部分というのは、以前とまったく変わらない、これまでどおりの運営の仕方で理解していいのかお聴きしておきます。

○スポーツ・文化振興課スポーツ振興グループ長（中島大輔君）

修繕費については、1件当たり委員がおっしゃられるように、10万円未満の部分については指定管理。それ以上は市が行うということなんですが、今度の協定から、過去3年の修繕料を参考にして税別で156万4,000円、こちらを指定管理料に含んでおります。当然これより増えたら市が払う、少なければ返してもらおうという話になってくると思えます。

○委員長（徳田修和君）

他にありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

委員の皆様から無ければ、委員外議員。

○委員外議員（植山利博君）

確認をさせていただきたいんですけど、例えば小浜の海水浴場、今、警備会社が委託を受けていますよね。今回は小浜だけあそこが受けていたと思うんですけど、全体を一括で指定管理を出しますよというようなことで受けられたのか、これにも参加をされたのか。そこを確認させていただきたいんですけど。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

今お尋ねの件ですが、今年まで小浜海水浴場の管理をしていた警備会社につきましては、今回の指定管理には応募はされていません。

○委員外議員（植山利博君）

基準価格は4,941万6,000円となっておりますけれども、これはトータルでということのようですが、この積算は個別に積算されたものの合計という理解でよろしいでしょうか。

○スポーツ・文化振興課スポーツ振興グループ長（中島大輔君）

所管がスポーツ・文化振興課と商工観光施設課とそれぞれでございます。それぞれで個別に積算した上での合算の金額ということで、考えておいていただいて結構だと思います。

○委員長（徳田修和君）
ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時41分」

「再開 午前12時58分」

△ 自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第80号、霧島市総合支所設置条例等の一部改正について、意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

この中に図書館の移転が含まれていまして、議論の中では使い勝手のいいような方向で時間を延長したいと述べられておりました。今後もその検討を続けていただきたいということを申し添えていただきたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。次に議案第83号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないです。次に進みます。次に議案第98号、指定管理者の指定について御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今ないようですので次に進みます。次に議案第113号、財産の処分について御意見はありませんか。

○副委員長（松枝正浩君）

執行部の審査の中で、プロポーザルにおける委員が部長以下、部長、課長という形で5名でプロポーザルの審査にあたっていたんですが、市の大切な財産をどうこうするというような場合でいけば、やはり副市長まで入って、しっかりと議論をすべきないかというふうに思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案4件の自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（徳田修和君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第80号 霧島市総合支所設置条例等の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第80号、霧島市総合支所設置条例等の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第80号に対しまして、反対の立場から討論に参加させていただきたいと思います。今回の条例は、管理運営の条例として制定するわけですが、そのルールや地番を変更することは当然の手続きだと考えているところです。私ども市議団は、これまで牧園総合支所新庁舎建設事業につきまして、本体工事7億2,400万円、全体では9億1,000万円と言っていましたが、また今日変わります、8億4,300万円ぐらいでしたかね。ということで明らかになったわけです。これまで計画に対しまして、当時の議論といたしまして、既存の牧園庁舎、1992年に建設をされて、耐用年数から見ましても疑問を持たざるを得ないし、また今後20年以上も活用できる施設である。本当に新庁舎が必要なのか。新庁舎を建設する前にもう一度立ち止って十分な検討が必要ということを描し、既存の牧園庁舎の利活用も今検討しているということですが、本来ならば、今後の利活用が決定してから新しい総合支所建設に取りかかるべきということ私どもはそういうスタンスを持っております。この点を指摘してきた経過がある以上、今回の条例の制定につきましては、反対せざるを得ないということをおし述べておきたいと思ひます。

○委員（有村隆志君）

今回の議案につきましては賛成で、今まで高台にあった市民サービスの拠点が今回下場に降りて、市民サービス向上が図られるというふうにと考えるとこです。また今まで問題になっておりました既存庁舎についての利活用の検討もされているということも報告されたところでありますので、今後なお一層、図書館も含めて、皆様に喜ばれて利活用される施設となることを希望いたします。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。採決します。議案第83号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第80号が原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第83号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第83号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第98号 指定管理者の指定について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第98号、指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回の指定管理の中で、新たに霧島市台明寺溪谷公園と霧島市小浜海水浴場が新たに入ったということでありましたけれども、管理者が変わったということで、市民の皆様にも不都合がないように

そこを配慮していただきたいことを申し添えます。

[「自由討議で」と言う声あり]

ごめんなさい、そうしてください。

○委員長（徳田修和君）

では、こちらで取り計らってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第98号については、原案のとおり可決すべきもとの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきもとの決定しました。

△ 議案第113号 財産の処分について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第113号、財産の処分について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第113号については、原案のとおり可決すべきもとの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、全会一致で原案のとおり可決すべきもとの決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（徳田修和君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本委員会に付託されました議案4件の審査を終わります。

△ 自由討議

次に、陳情第6号、日本国政府に向けて、核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書提出を求める陳情書について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情第6号は、日本国政府に向けて、核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書提出を求める陳情でございます。今回核兵器禁止条約が1月に発効するだろうということでございます。核兵器禁止条約の中身を見てみますと、核兵器禁止条約は、将来的な核兵器の全廃へ向けた、核兵器を包括的に法的禁止とする初めての国際条約である。対象は核兵器で、原子力発電やX線撮影装

置などの平和目的での原子力の保有は禁じていない。前文において被爆者の苦痛に対する憂慮と共に、国際人道法と国際人権法の原則が、核兵器廃絶に関して再確認された。この条約の特徴は、核兵器又は核爆発装置を所有、保有、管理していた締約国が申告を要する点にある。なお非締結国への法的拘束力は無いということであります。そして、この条約に関して、核兵器保有国であるアメリカ合衆国、中華人民共和国、イギリス、フランス、ロシア、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国は不参加。なお北朝鮮は前年の決議からこの条約の採択の間に不参加に転換した。アメリカ軍の核の傘にある、カナダやドイツなど NATO 加盟国（オランダのみ参加し反対）や、アメリカ合衆国との軍事同盟を結ぶ日本、オーストラリア、大韓民国なども不参加。MNNA 諸国の多く、東南アジア諸国連合（棄権のシンガポール以外）、ヨーロッパでは NATO 非加盟のスウェーデン、スイス、オーストリア、アイルランドなどは賛成したということで、参加も分かれているわけでありますが、そして日本の立場としては、日本は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け、国際社会の取組をリードしていく責務がある。近年、北朝鮮の核・ミサイル開発を始めとする国際的な安全保障環境が悪化する中、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国の間でのみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国の間でも立場の違いが顕在化している。このような厳しい状況の下、現実的に核軍縮を進めていくためには、非核兵器国のみならず、核兵器国の協力を得ながら、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。核軍縮における国際的な動向として、2017年に国連において核兵器禁止条約の交渉が行われ、7月7日に同条約が賛成多数で採択された。同条約交渉には、核兵器国や NATO 諸国等の同盟国等は参加せず、日本も交渉冒頭に参加して日本の立場を述べて以降、参加しなかった。日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の開催や国連総会への核兵器廃絶決議の提出、軍縮・不拡散イニシアチブ（NPDI）の枠組みを通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核兵器不拡散条約（NPT）や包括的核実験禁止条約（CTBT）、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）といった核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組を積み重ねていくことで、核軍縮に粘り強く取り組んでいく考えである。その中で私たち公明党はその点について、菅総理に話したところが、山口代表は来年1月に発行することが決まった核兵器禁止条約について言及し、核廃絶を目指す上で歴史的大きな意義があると強調。発効後に開かれた締約国会合について日本のオブザーバーとしての参加とともに、広島、長崎への招致を求めたいと訴え、日本が核兵器国と非核兵器国との真の橋渡しの役割を担い、国際社会の取組をリードするよう菅総理に求めたところ、菅総理は核軍縮の進展に向け、今後も国際的な議論に積極的に貢献していくという話をされています。そういう立場からして、私は今回日本のとっている立場を尊重しながら、核軍縮へ向けた取組を進めていくべきだというふうに考え、私はその立場をとりますので、趣旨的には分かり、同じ目的ではありますが、私はこの陳情については不採択とすべきと申し上げておきます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時14分」

「再開 午後 1時15分」

休憩前に引き続き会議を開きます。自由討議を続けます。ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、この陳情第6号につきまして、結論から言って採択すべきだというふうに考えております。その理由といたしまして、先ほどの陳情の説明員の方たちもおっしゃったように、この中に同じことになるんですけど、被爆国っていうのは世界でも日本だけです。日本だけしかこの経験をしたことはございません。中にはビキニ環礁での水爆実験等もあるんですけど、戦争の1945年8月に長崎と広島に落とされたという、これは事実です。今でも原爆症に悩み、苦しんでいる人たちもいるという、そういうことも鑑みますと、やはりその陳情趣旨というのは十分に尊重すべきであるし、被爆国としてやはり本来であればイニシアチブをとって先頭に立つべきだと。様々な政治的思惑も

たくさんあるとは思いますが、やはり被爆国日本という、そういう立ち位置に立つならば、素直に、正直に、真っ直ぐに考えれば、当然この陳情書は採択すべきではないのかなというふうには考えているところです。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終わります。

△ 陳情処理

次に本陳情について、今委員会で採決するか、あるいは継続するか、お諮りします。御意見ありませんか。

○委員（山口仁美君）

採決したほうがよろしいかと思えます。

○委員長（徳田修和君）

採決の御意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（徳田修和君）

採決することに御異議なしと認めます。それでは本陳情について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第6号に対しまして、賛成の立場で、採択をすべきという立場で、討論をさせていただきたいと思えます。本陳情書はこの内容にもありますように、2021年、来年1月22日から核兵器禁止条約が発効することになります。また条約への参加国が増えるたびに核保有国は政治的、道義的に責任を負う形になってくると思えます。また今年2020年に開催が予定されておりました、いわゆるNPT核不拡散条約、これが来年、再検討会議が予定され、核保有国も参加する会議では核兵器廃絶への流れを加速させることが期待できると思えます。それこそ先ほども申しましたとおり、日本は広島と長崎に原爆が投下されて、広島の爆心地で摂氏3,000度という熱を作り出し、広島の約7割を壊滅させ、そして爆心地から1.5km以内の範囲、約8万人が即死したとも言われています。また、長崎では7万人が即死しているという、こういう歴史的事実もございます。それこそ先ほども申し上げましたとおり、原爆が投下されたのは世界でも日本だけございます。被爆国である日本が条約に批准しないことは被爆国として理解できないし、唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約に背を向けている日本政府に対して、国内外からの失望と批判の声が相次いでいることも事実ございます。よりまして、先ほどもありましたとおり、この意見書を採択した自治体は本年10月23日現在ですけれど495自治体と、もう既に500自治体に迫ろうとしている状況ございます。このことは世論調査では7割の国民が日本は禁止条約に参加すべきだというふうにご捉えています。日本政府が世界と日本の多数の声に答えまして、速やかにこの条約に署名、批准をすべきであり、そのことを加速させる上でも、本陳情は採択すべきであるということをご述べまして、私の賛成討論といたしたいと思えます。

○委員（有村隆志君）

私は、不採択の立場を明らかにして討論に参加します。この度の核兵器禁止条約を批准する国と地域が50に達したことで、同条約は90日経過した来年1月22日に発効することになります。これは唯一の戦争被爆国である我が国の被爆者の声が、皆様の声が、国際的な規範として結実したものであり、高く評価するとともに、これまで核兵器の非人道性に対する啓発活動を通じて国際世論の形成をリードしてきた社会の活動に心から経緯を表します。近年、核軍縮をめぐる状況の停滞が続く

中で、発効要件を満たした核兵器禁止条約について、我が国が対立を深める核兵器国と非核兵器国の間に真の橋渡しができるよう主体的な取組が必要と考えます。今後、開催が予定される締約国会議において、オブザーバー参加や広島、長崎での開催も含めて日本としての貢献の在り方を幅広く検討して政府に働きかけてまいりたいということを申し上げ、私の不採択の理由といたします。

○委員（木野田誠君）

私はこの陳情書に対して反対の立場で討論に参加します。核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書の採択については反対であります。非核宣言都市でもあり、議会として核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書を出すことができたならば行ったほうがよいと思ひ、この原案に対しては反対です。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。日本国政府に向けて、核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書提出を求める陳情書について、別紙案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者1名、賛成少数と認めます。したがって日本国政府に向けて、核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書提出を求める陳情書については、不採択とすべきものと決定しました。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時25分」

「再開 午後 1時26分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま原案は不採択とすべきものと決定いたしましたが、討論の中でもございましたとおり、署名と批准を求めるものでない核根絶と恒久平和を求める意見書というものを提出してはどうかというような案がありましたが、この件について皆様、御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

意味がよく分かりました。ただ今回の陳情第6号というのは、あくまでも日本政府に向けて核兵器禁止条約の署名と批准をもとめる意見書の提出を求める陳情書というのが表題でありまして、趣旨としては似ていますが、恒久平和を求める陳情書、これについて私は反対するものではないです。でも陳情者の陳情事項として見た場合にどうなのかなという気がしますよね。後は文面でまた調整することだってあり得るといふ話なんですけれど、だから何が言いたいかという、ここの陳情趣旨、事項とどうなのかなという気はしますよね。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時27分」

「再開 午後 1時28分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

先ほどの陳情6号は不採択でしたので、それとは話題がまた180度変わってきます。それはそれとして、良いことではないかと思ひます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま、核根絶と恒久平和を求める意見書等を出してもいいのではないかというような趣旨の御意見がありましたが、そのように取りはからってよろしいでしょうか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時30分」

「再開 午後 1時35分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは先ほど出ました恒久平和を求めるとのことで、名前は少し変わるかもしれませんが、そういった趣旨の意見書を委員会から提出するというので意見書の内容については委員長に御一任願いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにいたします。本会議での趣旨説明は委員長がいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。今回付託を受けた議案4件、陳情1件については、12月23日の本会議での表決となっていますので、その日に委員長報告及び趣旨説明を行います。以上で本委員会に付託されました案件の審査を終了します。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時30分」

「再開 午後 1時35分」

△ 所管事務調査 伊佐北始良環境管理組合からの脱退に関する進捗状況について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、伊佐北始良環境管理組合からの脱退に関する進捗状況について、所管事務調査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

11月24日の本市議会議員全員協議会に引き続き、伊佐北始良環境管理組合からの脱退に関する進捗状況について、改めて御説明いたします。組合からの脱退につきましては、昨年6月に、組合の構成市町である伊佐市及び湧水町に対して、具体的脱退条件の協議の場の設置と協議開始を要請し、これまで協議を進めてきました。去る11月18日、当時の組合管理者でもある隈元前伊佐市長、池上湧水町長及び本市の中重市長の3者で協議を行い、本市が脱退負担金を負担することを脱退の条件とすることや、脱退に伴い支払う負担金の総額、その支払い方法等について、概ね協議が整いました。また、本市の脱退を発展的な解消とするために提案していた「一般廃棄物処理に係る相互支援体制の構築」につきましても、11月16日に、本市、始良市、伊佐市、さつま町、湧水町及び組合の6団体で、総合的な相互支援協定を締結しました。これらの概要について、お手元の資料に基づき、環境衛生課長が説明いたします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

伊佐北始良環境管理組合からの脱退に係る具体的条件協議につきましては、令和元年6月に事務担当者レベルでの協議の申し入れを行い、令和元年7月から協議を重ね、去る11月18日に、霧島市長、伊佐市長及び湧水町長の3者が、伊佐北始良環境管理組合未来館で協議し、概ね協議が整いました。本年5月の組合議会の議員全員協議会において、本市から「未来館の基幹的設備改良工事については、これまでの使用実績に基づき一定の負担をすること」、「脱退後、使用しない施設に対する運営費の負担はできないが、本市の脱退が組合の財政に与える影響（急激な財政状況の変化）に対し激変緩和負担金を支払うこと」等を説明し、さらに、「本市脱退後、新たな組合との関係を構築し、関係を維持・発展させるため、ごみ処理に関する相互支援協定を締結したい」旨の提案を行い、その後、概ね本市が提案した方向で、協議が整ったと考えています。資料1「議事録」を御覧ください。協議の顛末ですが、「脱退負担金」については、伊佐市及び湧水町が8億1,663万9,977円、本市が6億5,973万6,586円のをそれぞれ示していましたが、最終的に双方歩み寄り協議を終結しました。内訳は資料のとおりです。なお、脱退負担金は、令和5年度、6年度に実施予定である未来館の基幹的設備改良事業（長寿命化改修）に要する経費の一部を負担する「機能回復負担金」、未来

館の解体・撤去に要する経費の一部を負担する「解体撤去負担金」、本市脱退に伴う組合の財政環境の急激な変化を緩和するため経費を補てんする「激変緩和負担金」の三つの負担金で構成されています。当該負担金の説明等については、合意事項要旨の3～6に記載しているとおりです。次に、合意事項の要旨について説明します。合意事項の1、組合からの脱退は、本市が組合に対して脱退負担金を支払うことを条件に脱退手続を進めることとしています。合意事項の2、脱退負担金は、総額7億3,200万円以内とする。脱退負担金の支払は、令和5年度と令和6年度に分割して支払う。各年度の負担金額は、本市と組合で別途協議する。脱退負担金の一部に、本市に帰属する組合財産を充当することとしています。脱退負担金の総額「7億3,200万円以内」については、現時点で、基幹的設備改良工事の総事業費及び充当する財源が確定していないことや、負担金を算出する細かい部分の算式について最終調整をしている段階であることから、本市が負担する限度額として定めています。負担金の支払については、未来館の基幹的設備改良工事が令和4年度に「事業契約」、令和5年度に「リサイクル施設及び焼却炉1炉の改修」、令和6年度に「焼却炉1炉の改修」となっていることから、施設の改修費が確定する令和5年度と令和6年度に分割して支払うこととしており、各年度の支払い額については、別途協議することとしています。本市に帰属する財産については、別紙「伊佐北始良環境管理組合からの脱退に関する協議結果（概略）」を御覧ください。本市に帰属する財産は、「土地」が495万1,302円、「施設設備」が4,705万7,000円、「施設機械保全基金」が3億8,000万円、合計4億3,200万8,302円となっています。この本市帰属分4億3,200万円を脱退負担金7億3,200万円に充当すると、実質的な本市の負担額は、約3億円以内になる見込みです。資料1「議事録」を再度御覧ください。合意事項の3～6については、脱退負担金と、それを構成する3つの負担金の説明等ですので、お目通しください。なお、激変緩和負担金については、前回の第3回定例会の一般質問において、「10年間で1億8,000万円台から1億9,000万円台の負担金を支出することで概ね合意した」と答弁したところですが、その後の調整の結果、合意事項6のとおり1億9,000万円となっています。合意事項の7、今後、詳細について事務レベルで協議し、各市町の令和3年第一回定例議会に組合規約改定議案を提案することとしています。次に、「一般廃棄物処理に係る相互支援協定の締結」について説明します。資料2「一般廃棄物処理に係る相互支援協定書」を御覧ください。去る11月16日、伊佐北始良環境管理組合未来館において、本市の中重市長、湯元始良市長、隈元前伊佐市長（前伊佐北始良環境管理組合管理者）、日高さつま町長、池上湧水町長が、一般廃棄物処理に係る相互支援協定書に調印し、協定が締結されました。当該協定については、冒頭でも述べたとおり、本年5月の組合の議員全員協議会において、「脱退後、本市と組合構成市町との間で、新たな組合との関係を構築し、関係を維持・発展させるため、相互支援協定を締結したい」旨提案したものであり、その後、組合において始良市及びさつま町を含めた範囲で調整がなされ、今回の協定の締結に至りました。協定の内容について、要点のみ説明しますと、協定の第1条「目的」については、始良市、伊佐市、霧島市、さつま町、湧水町及び伊佐北始良環境管理組合の「協定市町等」の一般廃棄物処理に支障を来す事態の発生等に備え、一般廃棄物処理における総合的な相互支援を行うこととなっています。第2条の「適用範囲」については、・協定市町等における一般廃棄物処理施設が、故障、事故等により、他の協定市町等の施設の支援を必要とするとき。・協定市町等の施設が、予め計画された定期点検、改修、更新、新設により一時的な処理能力の低下を補うために、他の協定市町等の施設の支援を必要とするとき。協定市町等の施設に搬入されるごみ量増加に伴い、施設の処理能力を超え、継続的に他の協定市町等の施設の支援を必要とするとき。自然災害等による急激なごみ量の増加、又は感染症等の影響により、施設の運転が行えないなど、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があるとき。となっています。第4条「支援の要請及び受入れ」については、「第2条各号に掲げる事態が生じたとき、支援を必要とする協定市町等は、支援を要請できる」、「支援要請を受けた協定市町等は、支障のない範囲で支援する」となっています。このように、今回の協定の締結により、一般廃棄物の処理に支障を来す事態が発生した場合等において、一般廃棄物の処理における総合的な相互支援を行う体制が構築されましたので、本市脱退後も、組合

構成市町との関係性を維持・発展させていくことができると考えております。

○委員長（徳田修和君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時46分」

「再開 午後 1時46分」

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

○委員（愛甲信雄君）

ストックヤードの場所はどこですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

宮内議員からの一般質問でもお答えしたとおり、現在、場所の選定中でございます。現在数箇所候補地があがっておりまして、その中で選定作業を進めているところでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

この脱退に至るまでに、山口副市長も入られて、お座りの方々も大変御苦勞されたと思います。お疲れ様でございました。まずは今、説明をいろいろ受けたのですが、この脱退に向けてのスケジュール、再度どのような流れになっているのかということとを少し詳しくわかればお示ししていただきたい。私も組合の議員であるんですが、その関係性も少し、組合議会もあることなんですが、その辺の関係性も少し含めて分かればお示ししていただけたらと思います。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まず資料の3ページを御覧ください。今回の脱退協議の私どもが支出する予定である脱退負担金を表にまとめています。帰属財産は4億3,200万円ということで、全く伊佐市、湧水町の要求、本市の主張、共に変わりはありません。土地、施設については、それぞれ課長が説明したような状況ですが、施設機械保全基金につきましては、今のところまだ確定したわけではございません。これは令和5年3月31日の脱退の時点で、この3億8,000万円というのは、組合全体としての積立予想額が12億7,000万円の場合に、おそらく3億8,000万円になるであろうということでございます。この部分がまだ今後変動するということでございます。それから下の表に移りまして脱退負担金でございますが、伊佐市、湧水町の要求が機能回復負担金、それから解体撤去負担金、それと激変緩和負担金はこの前の段階でほぼ妥結しておりましたので、両方とも1億9,000万円と書いてございますが、トータルで8億1,600万円余りと、私どもの支給が6億5,900万円余りというようなことでございます。なぜここに大きな違いができたかと申しますと、ここは基幹的改良をした後に未来館が何年間稼動するかということとを想定した年数によって違いが出てきています。私どもはこの改修に対して、本市の主張の部分でございますが6億5,900万円の理由が、この改修事業に一般廃棄物事業債をお使いになるということで、この一般廃棄物事業債を一番利率の低いと思われる財政融資資金、政府の資金を活用したときに償還年が20年です。なので、いわゆる起債を発行されれば、償還が終わるまで使われるだろうということで、20年で計算した結果が6億5,900万円ということなんです。8億1,600万円は組合、それから伊佐市、湧水町の方々としては、未来館が立地している地域の方々と締結している協定の残存期間。具体的に申しますと、令和14年度まではあそこで操業ができるが、それ以降はまだ地元との合意ができていないので、そこまでの期間で先は分からないから、そこまで計算してほしいと。具体的には改修してから8年間しか使えませんということでございますので、そこで大きな差が生じたということでございます。今回の合意のポイントとしては年数ではなくて金額で合意したということございまして、年数に関わらず総額を7億3,200万円というふうに決めましたということです。したがって今後年数については、まだ協議が残っております。何年間で計算をするかということとこの計算が変わってまいりますので、その部分の協議がまだ残っているということでございます。それと機能回復負担金につきましては、現在伊佐市、湧水町の組合もそうなんですが、現在考えておられる工事費が焼却施設で23億8,000万円という工事を想定をされております。それからリサイクル施設を7億7,000万円ということでメーカーから今、見積りをもら

っていらっしやって、それは税が入っておりませんので、それに消費税等を加えますと、焼却施設が26億1,800万円。それからリサイクル施設が8億4,700万円。合計で36億6,500万円という工事を想定しての金額でございます。ただ御承知のとおり組合のほうでは長寿命化計画を本年度から策定されているところでございます。令和2年、3年、4年というこの3か年の間で、実施設計まで進まれるということで、この工事費は近年中に変動するということがございましたので、令和5年度の実績、あるいは令和6年度工事实績というのから計算し、お支払いをするということで協議しているところでございます。ですので、こちらのほうもまだ変動する要素があるということでございます。ただし今回、上限を7億3,200万円と決めていますので、霧島市として支払う金額、財産のほうが変わりますので、どれだけ霧島に帰属分があるかは少し動きますが、そういう範囲内でお支払いするということになってまいります。今後のスケジュールということでございますが、事務局レベルとしては以上のような形で今回、議事録という形で協議が整備できたものをお示しができたというところでございます。これをそれぞれ霧島市、伊佐市、湧水町の議会にも御説明して、来年3月の議会で組合の規約改正案というのが。今回も鹿児島県総合市町村組合の議案が出ていますけれども、あれと同様に組合の構成市町村の変更の議案を次の定例会でお出しして、それぞれの市町で議決をしていただくという手順になります。また議決に伴いまして当然ながら負担の義務が霧島市に生じてまいりますので、予算において債務負担行為を設定することが出てまいります。ちなみにこの規約改正については今、伊佐北始良環境管理組合の事務局が既に鹿児島県と下調整に入っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

ただいま課長からありましたように、この議事録の3ページで先ほど説明の中で、未来館の改修後8年しか使わないんだよという想定のもとで、充当額がまた変動するんだということでおっしゃるのですが、その辺はその例えばシミュレーション的な部分というのはまだできないわけですか。先々を言うとなかなか想定できる部分とできない部分がありますし、また利用頻度だったり運ばれていくごみの処分処理量だったりとか、様々ないろいろと出てくると思うんですけど、先ほどの8年間しかなく使わないよというのが一つの事例としてあったんですけど、その辺も協議をしているわけですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほどのその8年と20年の部分について、今回首長のレベルで協議をする中においては、協議が調わなかったところというふうに思っていて結構かと思います。今後協議をしないといけないうんですが、伊佐市、湧水町の側としては、なぜこの期間にこれほど違いが出るかということ、やはり伊佐市、湧水町が言っておられるのは稼動が平成15年ですから、平成15年から30年間使うと。30年間使ったうちで、霧島市は20年使いましたよという計算になります。私どもの改修して20年使いますという計算をすると、未来館自体が42年間動きます。そのうち20年間霧島市が使いますという計算になりますので、当然使用実績に基づいて支払うと言っていますので、令和4年度までは霧島市のごみが、数字が正確かどうか分かりませんが、ある程度入っていくわけです。今、年間3,000t程度、可燃ごみが入っていますが、3,000t強のごみがずっと入り続けるわけですけど、令和5年からはゼロになります。ゼロの期間がどれだけ長いかによって当然ながら使用実績は変わってきますので、霧島市にとっては長いほうが金額が下がってきて有利であると。一方で組合側、あるいは伊佐市、湧水町の側からすると、32年という短い年数の中で3分の2を霧島市が使うことになるわけですから、当然ながら負担する金額が増えるということになってくるわけで、その差がここに現れてきている。これは改修費だけではなくて、解体費にも、全体の中で何年使ったかというのが影響してきますので、ここの部分は解体費については見積もりをもらって、それから計算しておりますから、ほぼ今後変動はないんですが、改修費については、今出てきている参考見積りというのは業者の方が今の未来館に対応して、これだけの工事をすればもう最高に良くなりますというのが今の見積もりです。今からどの程度の改修工事をするかというのは、計画の中で決めていかれます

ので、その計画に沿わないと、正確な工事金額が分からないので、今は確定できませんということです。今確定ができれば、債務負担行為をする必要はないんですが、将来に工事費が変動する可能性がある。今だと極端な言い方をすると、一番、最高の状態に持っていけるだけの工事費を見積もっておられますので、それを財政事情だったり、それからごみの搬入量だったりとか、様々なことを考慮されながら今後、最適な工事というのに変えていかれると思いますので、最適な工事が決まったところで、霧島市の負担額を決めると。それが遠い将来ではなく、令和5年にはすでに契約はされるわけですので、そこ2年ぐらい先ですから、債務負担行為で、少し先送りさせていただきたいということでございます。

○委員（前川原正人君）

あともう1点は同じ3ページの中で、先ほど施設機械保全基金、これは調整額が3億8,000万円ですよと。その根拠にされているのが、12億7,000万円を積み立てるという前提での金額ですよ。そう考えると、良くも悪くも考えられるんですけど、その積立金が12億7,000万円以上になったとき、これはマックスで3億8,000万円なのか。それともそれ以下でも3億8,000万円はという、そういう理解なんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

12億7,000万円というのは、組合側が目標としておられる額ということになります。当然ながらそれよりも積み立てられた額が少なくなるとすれば、この分は下がっていきますので、霧島市帰属分は3億8,000万円よりも少なくなると思います。それよりも増えたとすれば、霧島市帰属分は増えますので、4億3,200万円以上の帰属分が出てくるということでございます。ちなみに令和元年度の決算書の中の財産に関する調書を見ますと、令和元年度の決算時点で12億2,900万円余りの基金を積み立てておられまして、令和元年度の積立額が1億2,700万円ということですので、恐らく現状のままの動きをするようであれば、あと令和2年、3年、4年の3年間ございますから、この額は超えると思っています。一方でこの基金で突発的な故障が発生したときは、この基金から修繕代を払わないといけませんので、そういう不測の事態が生ずると逆に減るというのも十分考えられます。

○委員（前川原正人君）

先ほど愛甲委員からありましたストックヤードですね。脱退するということが一つの前提になっていますから、ことは前に進んでいくわけですよ。そのときにいわゆる牧園と横川はストックヤードが当然必要になって、中で中継して持ってくるというような形になると思うんですけど、その辺の財政的な負担問題というのは避けて通れないと思うのですが、場所がどうこうではなく、金額的には大体どれぐらいの予定を。それと広さですね。それはもう地価にも左右されることであろうし、そしてまたそこには一つの施設という形での、ストックヤードといってもただ、広い場所に置いてそのまま持っていくということにはならないと思いますが、その辺についてはどういう議論をされていらっしゃるでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

牧園・横川から排出されるごみにつきましては、いわゆるごみステーションに出されているごみ。これについてはもうすでに収集業者が収集しているところでございますので、これが未来館に持っていくものを敷根に持っていくようにルート変更ということで足りるわけです。これは新しく設置を検討しているストックヤードには全く関係ありません。問題は、牧園・横川の住民の皆さんが現在未来館に直接自家用車で持ち込んでおられるようなごみというのが対象になるのですが、これが年間約500tです。365日で割ると1日2tに満たないくらいの量です。その量を当然可燃ごみだけではありませんので、不燃物、リサイクル物というようなものを置けるぐらいの広さ、それから測りが必要ですので計量器を置くという広さが必要ではないかということで、現在考えているところです。経費につきましては、以前一般質問のときに、ルート変更をしてごみを敷根に持っていく、あるいは敷根のほうで当然燃やす量も増えますので、それに伴って発生する焼却灰の処理費。それから新しく設置する集積場の運営費、このような部分を含めて今のところ、4,000万円程度という試

算をしています。新しい集積場については一般質問でもお答えしたとおり、市有地、民有地を含めて検討していますので、いわゆるイニシャルコストについては大きな差が出てくるというふうと考えておりますので、その部分についてはまだ把握できていないところでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

資料2の一般廃棄物処理に係る相互支援協定ということで脱退に向けてからの話の中で、これが出てきた話ではあるんですが、今7ページのほうにそれぞれの首長の署名、捺印がしてございます。話をする中で、今ここにある方々と結ばれているのですが、もっと広域で話が進んでいたのか。それとも今この署名がしてあるところで話が進んでいたのか、どの程度のところのレベルから始まってこの話に至ったのか少し御説明していただければよろしいでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

新聞報道等でもございましたとおり、県のほうからもこういう広域連携的な動きというものを模索してはどうかという話があったのは確かでございます。もともと未来館案としては以前からさつま町とも話をされておりましたし、始良市とも話をされていたというところでございました。それは相互支援協定というような具体的なものではございませんでしたが、何か協力できることはないだろうかという形での1対1での話し合いをされていたということでございまして、私どもが全員協議会の席でこういう新しい形を望んでいると話をしたのがきっかけになりまして、非常に早く進んだというのが実態です。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時11分」

「再開 午後 2時12分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

実は、県が音頭をとって、県内全市町村の協定というのは現在もあります。あるんですが、ほとんど活動しておりませんで、それぞれをまったく意識をしていない、そういう状況です。先ほどお話ししたように伊佐北始良環境管理組合がさつま町と、伊佐北始良環境管理組合が始良市と、協力をしたいということで、以前から交渉してきたのです。そこに我々が伊佐市、湧水町、霧島市で協定を結びませんかという、その御提案をしたので、その二つの考え方が一つになって、今回のこの形になったということでございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時14分」

「再開 午後 2時15分」

討議に入ります。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

△ 自由討議

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、伊佐北始良環境管理組合からの脱退に関する進捗状況について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。

△ 委員長報告

次に所管事務調査に係る委員長報告について協議します。本日の所管事務調査に関する委員長報告はどのように取り扱いますか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時15分」

「再開 午後 2時16分」

休憩前に引き続き会議を開きます。本日の所管事務調査に関する委員長報告は、今回いただいた資料、説明等は、全員協議会の内容と同じ内容のところも多くあったということで、委員長報告をする必要はないのではないかというふうに思うのですが、皆様はどのように取り扱いしましょうか。

〔「しない」と言う声あり〕

委員長報告をしないということで決定いたしました。

△ 閉会中の所管事務調査

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんかここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時19分」

「再開 午後 2時20分」

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、総務環境常任会の所管事項とすることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

△ その他

では次に進みます。次に、委員会全般に係るその他として委員の皆様からほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ以上で本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 2時21分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和